

議案第50号	三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
国保医療課	地方税法の一部改正に伴い、東日本大震災による被災居住用財産の敷地の譲渡所得の特例に係る譲渡期限について、同震災のあった日以後7年を経過する日の属する年の12月31日まで延長するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【関係法令】 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）</p> <p>【改正内容】 ●東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例（付則第16項関係）</p> <div data-bbox="379 689 1449 869" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>東日本大震災に関する震災特例法において、同震災による滅失等により居住用財産の敷地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る課税については、通常の租税特別措置法に規定された居住用財産を譲渡した場合の課税の特例に規定する譲渡期限を延長するもの（3年→7年）。</p> </div> <p>【施行期日】 公布の日</p> <p>【経過措置】 改正後の条例付則第16項の規定は、改正条例施行の日以後の国民健康保険税について適用し、同日前の国民健康保険税については、なお従前の例による。</p> <p>【その他】 この条例の改正内容は、議案第48号「三田市市税条例の一部を改正する条例」の付則第22条の2の規定と同様の内容である。</p>	